

## 鶴岡市地域公共交通活性化協議会規約

### (目的)

第1条 鶴岡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の策定に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行う。

### (事務所)

第2条 協議会は、事務所を鶴岡市馬場町9番25号鶴岡市役所内に置く。

### (所掌事項)

第3条 協議会は第1条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な業務。

### (構成員)

第4条 協議会の構成員は、別表に掲げる者（法人または団体にあつては、当該法人または団体の長が指名する者）とする。

2 第1条の目的を達成するために、必要に応じて前項以外の委員を加えることができる。

### (役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、鶴岡市副市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、構成員の中から互選する。

### (役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の業務の執行及び会計を監査する。

### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、2年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任を妨げない。

### (会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 構成員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該構成員の出席とみなす。
- 4 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。
- 5 会長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 構成員は、会議において協議が整った事項については、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 第3条に規定する協議会の業務について専門的な調査研究、検討または調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、鶴岡市企画部地域振興課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が指定した者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第12条 協議会の運営に要する経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合における協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、事務局において決算する。

(補足)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年 3月18日から施行する。